

政令第七十九号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十二条の四の規定に基づき、この政令を制定する。
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二中「、法第百六条」を「並びに法第百六条及び第百七条の六」に改め、「並びに法第百七条の六の規定による報告の受理」を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行に伴い、自動車等の運転禁止等の報告に係る事項の通報に関する事務を警察庁長官に委任する必要があるからである。